

児童生徒等の個人情報（診療結果）の取り扱いについて

本校園の児童生徒等の迅速で的確な健康管理及び生命身体の保護のために、学校園の管理下において、児童生徒等が病気や怪我等で医療機関を受診した場合における児童生徒等の個人情報（診療結果）の取り扱いについて、別紙、保健調査票において保護者の同意をお願いしています。

趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 23 条の規定により、医療機関は、児童生徒等の診療結果（病気や怪我等の状況）について学校園に説明する場合、原則として、あらかじめ本人（児童生徒等）の同意を得ることになっています。

また、本校園では、学校園の管理下で、児童生徒等が病気や怪我等で医療機関を受診する場合は、受診前に保護者に連絡し、保護者に同伴していただくか、医療機関から診療結果（病気や怪我等の状況）の説明を受けることについて、保護者の同意を得るように心がけています。

しかし、保護者に連絡が取れない場合、受診した医療機関によっては、本人の同意があっても保護者の同意が無いために診療結果に関する説明が得られず、受診後、学校園が児童生徒等の病気や怪我等に対して適切な対応がとれない場合が生じます。

そこで、このような事態が生じないようにするため、医療機関が診療結果を学校園に説明することについて、事前に書面で、保護者の同意を取っておくことが必要になります。

つきましては、同意の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、学校園は医療機関から説明を受けた児童生徒等の診療結果について、守秘義務を負います。

同意内容

本校園の校長・園長・教頭・養護教諭または、校長・園長・教頭から指示された教諭が、学校園の管理下で、児童生徒等が病気や怪我等で医療機関を受診した場合に、受診した医療機関から児童生徒等の診療結果（病気や怪我等の状況）について説明を受けることへの同意。

※ 1 保健調査票の同意の有効期間は、同意の日から本校園在籍中といたします。

※ 2 ご不明な点がございましたら、学校園にお問い合わせください。

（参考）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 条）（抜粋）

第 23 条 個人情報取り扱い事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（以下省略）